(4) 権利擁護部会

"権利擁護"と聞いて、皆さんどのようなことを考えますか?

「権利擁護」と調べてみると、辞書には載っておらず、「権利」と「擁護」という言葉でつながっていることがわかります。

それでは「権利とは?」「擁護とは?」ということは一体どういうものなのかを考えていく部会

が権利擁護部会なのです。

半田市の中での「権利ってどういうこと?」 「擁護ってどういうこと?」から話し合い が始まり、この部会でどのようなことを協 議していくのか決めていきました!



テーマ決定!

権利とはその人らしく生きるために、選べること、知ること、 食べることなど"生を授かってからその人らしく生きること" が当たり前に出来ることであり、擁護とはそれが守られなけ ればならないということをモットーに・・・





話し合いの中で、二つのキーワードが明らかとなりました。一つ目は「権利侵害を受けやすい人(子ども・高齢者・障がい者など)をどのように守るのか」。二つ目は「自分や他者の権利をどのように守るのか」ということが浮きぼりになってきました。

参加者には、福祉事業所の方々や障がい者の家族、 保護司や救急救命士、行政などであり、「地域の中で の身近な権利擁護」について話し合いを行ないまし た。それぞれの立場での意見や思いは様々であり、 「地域で不安を抱えて生活している人が身近にいた らどうすればいいのか?」「誰が SOS に気づけばい いのか?」「誰に相談すればいいのか?どこに行けば 助けてくれるのか?」という身近な生活の中で疑問 や不安がたくさん潜んでいることが明らかになりま した。

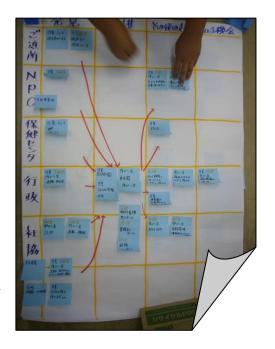


そこで、『どのような機関が、どのような役割を担ったら、 権利侵害を受けやすい人たちを守れるしくみ』ができ、『自 分たちや他者の権利を守ることができる』のか話し合いを 深めていきました。

自分たちでできること、ご近所でできること、NPO 団体、行政、社会福祉協議会各々ができることなどをワークショップ形式で話し合いました。



行政や福祉事業所、地域住民 それぞれで権利を守っていく のではなく、地域の中ではそ れが一体となって権利を守る しくもが不可欠であることが 明らかになりました。



半田市のすべての地域住民の権利が守られるしくみ

①知ること

- ・高齢者・障がい児者などを知ることで、自分も他者も侵害することなく、配慮できる
- ・相談できるところを知ることで、一人で悩み、抱え込むことがなくなる

②つながること

- ・地域住民⇔行政⇔民間事業所の連携
- 連携できるしくみを誰もがわかりやすく活用できること
- ・声にならない SOS を気づき、助け合うしくみができること

③安心できること

- ・地域の特性を理解して、学びあうことで安心できること
- ・近隣の困りごとを半田市の困りごととして検討し、安心して暮らせること

4相談できること

- ・困ったときに気軽に相談できる場所の確保
- ・安心して休息・元気回復できる場所の確保

⑤サポートし合えること

- ・自分、他者、権利を守ろうとしてくれている人を理解し、権利を守るしくみ
- ・自分、他者を認め合うしくみ